

町県民税の申告と所得税の確定申告

受付日時：2月16日(月)から3月16日(月)まで 午前9時～12時 午後1時～4時

坂祝町の 申告会場

役場3階大会議室 東室
問 窓口税務課
☎66-2404(直通)

関税務署の 申告会場

マーゴ本館4階(関市倉知516)
問 関税務署
☎0575-22-2233

令和7年分所得にかかる町県民税の申告と所得税の確定申告の受付を表1の日程で行います。
役場の会場や、マーゴ本館4階での申告のほか、役場・関税務署への郵送による申告、スマホ・パソコンからの電子申告(e-Tax)などの方法があります。

申告が必要な方

町県民税(住民税)の確定申告

■町県民税申告(住民税申告)とは

町内に住所を有する人は、原則として、申告期間内に1月1日現在の住所所在地の市町村長に申告書を提出しなければならないこととされています。

確定申告をする必要がない人であっても、住民税を計算する際に各種の所得控除を適用したい場合には必ず住民税申告が必要なほか、住民税申告は、住民税の計算以外にも様々な行政サービスに利用されます。所得の有無にかかわらず必ず申告をするよう、お願いします。

令和8年1月1日現在町内在住で、次のいずれかに当てはまる方

- ①事業所得・不動産所得・譲渡所得など各種所得がある方。(所得税の申告を行う方は町県民税の申告は必要ありません)
- ②事業主から町へ給与支払報告書が未提出の方
- ③配当・株式譲渡などによる収入がある方

所得税の確定申告

■所得税確定申告とは

所得税(復興特別所得税を併せます。)は毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について課税されますが、その所得金額とこれに対する税額は、納税者自らが計算し、原則として、その年の翌年の申告期間内に申告、納税することになっています。

- ①事業所得・不動産所得・譲渡所得など各種所得がある方
- ②年金受給者で諸控除を受けようとする方
- ③サラリーマンで次のいずれかに当てはまる方
 - ・給与収入が2千万を超える方
 - ・給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

※上記は申告が必要な場合の一例です。詳細は「関税務署」または「役場窓口税務課」にお問い合わせください。

※国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず必ず申告をしてください。

また、昭和35年以前に生まれた方およびその世帯の方は、介護保険料算定の資料となりますので、収入がなくても申告をしてください。(申告をされないと保険税などの軽減が受けられません。)

→ 確定申告の受付日、対象地区については次のとおりです

表1

受付日	対象地域
2月16日(月)・17日(火)	一色・池端
2月18日(水)・19日(木)	中組・茶屋
2月20日(金)・24日(火)	雲埋・大針
2月25日(水)・26日(木)	加茂山
2月27日(金)・3月2日(月)	黒岩
3月3日(火)・4日(水)	深萱・勝山
3月5日(木)・6日(金)	取組
3月9日(月)～16日(月) (土・日は除く)	全地区

スマホからでも 確定申告ができます!



国税庁「確定申告書等作成コーナー」を使って、電子申請してみませんか。

スマホからなら、自宅で都合の良い時間に申請ができるため、電子申請がとても便利です。

※電子申請は1月中にできるようになります。



申告書の作成はこちらから!

→ 役場申告会場で申告できるもの ※事前予約も同様です

① 町県民税の申告

② 所得税の確定申告のうち、次の4つすべての要件を満たすもの

- 令和7年分の申告
- 土地、建物、株式譲渡、先物取引などの分離課税による所得がない
- 所得税の住宅借入金特別控除などの住宅関連の税額控除を受けない
- 青色申告ではない

※要件について詳しくは役場窓口税務課にお問い合わせください。

※ひとつでも要件に当てはまらない場合は、町の申告会場では受け付けられませんので、マーゴ本館4階での申告や関税務署へ申告書を提出してください。



マーゴ会場の予約は
LINEからどうぞ！
(国税庁のアカウントです)

ご注意

- 町の申告会場では、町職員が確定申告の相談・作成支援を行うため、簡易な申告内容に限ります。また土地・建物・株式などの譲渡所得や山林所得の確定申告、贈与税・相続税の申告は受け付けできません。相談・申告作成などにつきましては、関税務署へお問い合わせください。
- 営業などの事業所得や不動産所得がある場合は、事前に収支内訳書を作成して来てください。申告会場では、収支内訳書の作成支援は行いません。
- 完成されている申告書については、申告会場に行かなくても窓口税務課で提出できます。ただし、窓口税務課では申告内容の確認・相談などは一切行わず提出書類の受理のみとなります。

→ 役場会場で必要なもの

① マイナンバーカードまたは番号確認書類および身元確認書類

※郵送で町県民税申告書・所得税申告書を提出される場合には、コピーの添付が必要となります。

② 申告書（町県民税申告書または確定申告書が送られている方）

③ 申告者本人名義の口座番号のわかる資料（預金通帳など）

④ 令和7年中の収入金額がわかる資料（源泉徴収票原本など）

⑤ 各種控除に必要な資料（令和7年中に支払いをしたもの）

■ 社会保険料の領収書・証明書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療の保険料、国民年金保険料など）

■ 生命保険料、地震保険料などの控除証明書

■ 配偶者控除や扶養控除を受ける方は、その方の所得金額がわかる資料（源泉徴収票など）

■ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

■ 寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書など

■ 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書 ※領収書は会場にお持ち込みいただくなくても大丈夫です。（病院ごと・個人ごとにまとめ、保険金などで補填された金額を差し引き、合計の支払い金額を計算して記入したもの）

※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書、適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類

→ 役場で確定申告、町県民税（住民税）を申告される方へのお願い

次の申告をされる方は事前にご自身で書類作成まで行ってください。

- ① 事業所得・不動産所得・農業所得を申告される方（収支内訳書はご自身で作成してください）
- ② 医療費控除の申告をされる方（明細書や領収書の合計はご自身で計算し作成してください）
- ③ 消費税の申告をされる方（役場では提出のみ受け付けます。作成方法がわからない方は、マーゴ本館4階の申告会場をご利用ください。）

※事前に税務署で申告をするように通知のあった方は、税務署で申告をお願いします。

※役場の申告会場では、窓口税務課職員が皆様の申告書作成のお手伝いをしています。税務署職員や税理士などはありません。不明な部分などは、適宜税務署へ電話で問い合わせを行いながら作成支援をしますので、お時間をいただく場合があります。（電話などで解決できない場合は、税務署の申告会場までご自身で行っていただく場合もありますのでご了承ください）

※町で申告した書類も税務署で再審査されます。審査の結果、追加書類や修正が必要になった場合は、後日、税務署から来署を依頼される場合がありますので、ご了承ください。

※申告の作成に誤りや漏れがないか、申告者の方に最終確認を行っていただきます。

→ 申告相談の事前予約を受け付けます

令和7年分の所得税の確定申告においても、混雑を極力避けるために、電話での事前予約を実施しますのでご利用ください。

■ 予約受付期間

2月5日(木)から3月13日(金)まで

(土・日・祝を除く) 8時30分から17時15分まで

■ 予約受付先

窓口税務課 ☎ **66-2404** (直通)

※要件について詳しくは窓口税務課にお問い合わせください。

※ひとつでも要件に当てはまらない場合は、予約では受け付けられないので、マージン本館4階での申告や関税務署へ申告書を提出してください。

事前
予約

ご
注
意

- ・ 予約された当日の時間までに役場窓口税務課税務係(庁舎入って左手奥)までお越しください。
- ・ 予約は電話のみに限ります。(電子mail・ファックス・郵便などでの受け付けはできません)
- ・ 予約希望時間枠は先着順ですので、ご希望に添えない場合もあります。
- ・ 当日は予約されていてもお待ちいただく場合もあります。
- ・ 申告書(収支決算書)や添付書類がすべて整った方のみが予約可能です。その場での作成はお断りします。
- ・ 提出のみの方は、事前予約の必要はありません。申告会場または窓口税務課にご持参ください。

確定申告はスマートフォンからがおすすめ!!

必要なもの

- ・ マイナンバーカード
- ・ マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
- ・ 給料の源泉徴収票や収支内訳書など収入がわかるもの
- ・ 保険料やふるさと納税など控除の金額がわかるもの

※マイナンバーカードがなくても申告はできますが、マイナンバーカード方式が便利! まだ受け取っていない方はお早めに!



国税庁YouTube
確定申告のやり方

スマートフォンからの確定申告はこんなに簡単!

- **自動計算**: 画面の案内に沿って入力するだけでカンタン作成! 面倒な計算は必要なし!
- **自宅から**: 会場に行かなくても、自宅でできます。感染症対策もバッチリ!
- **いつでも**: 24時間対応で、土日祝日も OK!
- **早期還付**: 会場での受付や書面申告だと 1か月以上かかる振込が、3週間ほどで!

★役場の会場でもスマホ申告のやり方をレクチャーします! お気軽にお越しください!

注 意

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続きやマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続きをお願いします。

有効期限や更新手続き等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



デジタル庁公式note

要介護認定を受けている方が 確定申告にあたり受けられる控除

要介護認定を受けている方は障がい者控除・おむつ代の医療費控除の対象となる場合があります。対象となる場合は、福祉課にて証明書を発行いたします。（※対象となるか等の確認は電話でも受け付けています。）

証明書の発行には1週間程度かかるため、希望される方は確定申告前に福祉課での申請をお願いいたします。

障害者控除

障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で要介護1以上の認定を受けている人（寝たきりや認知症などで介護が必要な人）は、「障害者控除」の対象になる場合があります。

希望される方は、福祉課で「障がい者控除対象者認定書」（以下、認定書）の交付の申請をしてください。

認定書発行の要件

- ① 令和7年12月31日時点で認定を受けている方
- ② 要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす方



おむつ代に係る医療費控除確認書

寝たきりの要介護認定者のために購入し使用したおむつ代については、「医療費控除」として一定の金額の所得控除を受けることができます。

この「おむつ代に係る医療費控除確認書」（以下、確認書）は、要介護認定に関する主治医意見書において以下の要件を満たす方に対して坂祝町が交付するものです。

希望される方は、福祉課で確認書の申請をしてください。

※おむつ代の申告が1年目か、2年目以降かで対象となる主治医意見書が変わります。

■おむつ代の申告が1年目の方

主治医意見書は、おむつを使用したその年に受けていた要介護認定、及び当該認定を含む複数の要介護認定の有効期間（おむつを使用したその年以降のものに限る）の合計が6か月以上となるものの審査に当たり作成されたものが対象となります。※有効期間が連続しているものに限ります。

■おむつ代の申告が2年目以降の方

主治医意見書は、おむつを使用したその年に作成されたもの、もしくはおむつを使用したその年に主治医意見書が作成されていない場合は、その年に現に受けていた要介護認定（有効期間が13か月以上のものに限る）の審査に当たり作成されたものが対象となります。

確認書発行の要件

- ① 要介護認定を受けている方
- ② 要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす方

※発行要件に該当されない方は、おむつ代の医療費控除の申告の際に「おむつ使用証明書」（医療機関で発行、有料）を提出していただくこととなります。かかりつけの医師が記載する「おむつ使用証明書」の様式は、福祉課窓口にあります。

※令和5年以前に使用したおむつ代の申告については、申告1年目と2年目で提出書類が異なるため、該当される方はお問い合わせください。

問い合わせ先：福祉課 介護保険係 ☎66-2406